（注）
1　※１は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程を変更する場合には、別記様式第２号（その１の１）に代えて別記様式第２号（その１の２）を、別記様式第３号（その２の１）に代えて別記様式第３号（その２の２）を作成すること。
2　※２は、高等専門学校又は高等専門学校の学科の設置をする場合には、別記様式第２号（その１の１）に代えて別記様式第２号（その１の３）を、別記様式３号（その２の１）に代えて別記様式（その２の３）を作成すること。
3　※３は、共同学科を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同学科を設置している場合に添付すること。
4　※４は、共同教育課程を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同教育課程を設置している場合に添付すること。
5　※５は、国際連携学科等を設置する場合には、別記様式第２号（その２の１）に代えて別記様式第２号（その２の３）を、別記様式第２号（その３の１）に代えて別記様式第２号（その３の３）を作成すること。
6　※６は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し若しくは変更する場合に添付すること。
7　※７は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部を設置する場合、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学又は専門職学科を設置する場合は、別記様式第４号（その２の２）（注）２に掲げる教員について、別記様式第４号（その２の１）に代えて別記様式第４号（その２の２）を作成すること。
8　※８は、医学若しくは歯学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
9　※９は、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
10　※ 10 は、大学の学部に専門職学科を設置する場合、短期大学の学科に専門職学科を設置する場合、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職大学の課程を設置若しくは変更する場合、専門職大学院に係る研究科等を設置する場合又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であって専門職大学院の課程を設けることとなるものを行う場合に添付すること。
11　※ 11 は、通信教育を開設する場合に添付すること。
12　※ 12 は、私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則を変更する場合に添付すること。
13　※ 13 は、大学の大学院の設置者変更又は研究科等の設置者変更のみを行う場合は、別記様式第２号（その１の１）に代えて別記様式第２号（その１の２）を、大学の廃止又は大学の学部等の廃止と併せて大学院の廃止又は大学院の研究科等の廃止を行う場合は、別記様式第２号（その１の１）に加えて別記様式第２号（その１の２）を添付すること。